

(公印省略)

障第981-4号

令和2年4月20日

各障害児者施設 管理者 様

群馬県健康福祉部障害政策課長 井上 秀洋

入居者・職員の発熱状況等の報告について（依頼）

新型コロナウイルス感染症対策については、既に各施設において取り組まれていることと存じますが、報道にもありますように、新型コロナウイルス感染症は急速なスピードで全国に拡大しており、県内のどの施設でも、施設内感染がいつ発生してもおかしくない、正にぎりぎりの状況が続いております。

つきましては、感染症予防と早期発見等に活用したいので、感染症対策で日々お忙しいところ誠に恐縮ですが、貴施設の入所者・職員の発熱状況等について、下記のとおり御報告をお願いします。

記

1 調査内容

(1) 対象施設

県が所管する次の施設

・**障害者支援施設、障害児入所施設**

(2) 対象者

入所者、職員

(3) 報告項目

発熱、呼吸器症状等

2 報告方法等

(1) 報告回数、報告時間

- ・毎日1回（土日、祝祭日含む。）
- ・正午（12:00）までに報告してください。
- ・4月22日（水）から報告をお願いします。

(2) 報告方法

群馬県ホームページ (<https://www.pref.gunma.jp/>) からリンクにアクセスし、入力・送信してください。

（トップページ＞健康・福祉＞感染症・予防接種＞高齢者・障害児者施設の入居者及び職員の発熱状況等報告）

3 詳細

別紙（報告要領）を参照してください。

4 その他

①各施設内及び職員の皆様の感染予防対策の一層の徹底

これまで発出された関係通知等の再確認をお願いします。

特に、令和2年4月7日付け厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」のチェックシート（利用者の状況に応じた対応について（入所施設・居住系））や、4月17日にメール送信した「施設における感染対策」の確認をお願いします。

②施設の職員・利用者に感染者・濃厚接触者が疑われる場合

地域を所管する保健所（保健福祉事務所）に連絡・相談をお願いします。

③同感染症に係る障害福祉サービスの取扱い

国から頻回に発出される通知について、県はメールにて各事業者に送信するとともに、県ホームページに掲載しています。毎日確認し、適切な対応をお願いします。

- ・新型コロナウイルス関連通知（障害児者施設等関係）

https://www.pref.gunma.jp/02/d42g_00168.html

- ・群馬県新型コロナウイルス感染症対策サイト

<http://stopcovid19.pref.gunma.jp/>

④「新型コロナウイルス感染症対策に係る行動記録」の作成

日々の行動歴を記録し、感染を広めない、「3つの密」を避けるなどの行動を促すため、職員の皆様に「行動記録」の作成をお願いいたします。

なお、この記録は、職員が新型コロナウイルス感染症患者と判明した場合や、濃厚接触者と指定された場合、保健所の接触者調査に活用されます。

問合わせ先

障害政策課

○障害者支援施設

施設利用支援係 027-226-2632

○障害児入所施設

発達支援係 027-897-2648

群馬県が所管する高齢者施設・障害児者施設における 入居者・職員の発熱状況等の報告要領

R2. 4. 20現在

1 趣旨

- (1) 異常（疑いを含む）のある施設に状況の確認
- (2) 集団発生の疑い案件を保健所に通報
- (3) 報告されなかった施設に状況の確認

2 対象施設の種類

- ① 高齢者施設：有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム
介護老人保健施設、介護医療院
- ② 障害児・者入所施設：障害者支援施設、医療型障害児入所施設、福祉型障害児入所施設

3 施設番号

- ① 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設は介護保険の指定事業所番号です。
- ② 障害者支援施設、医療型障害児入所施設、福祉型障害児入所施設は障害福祉サービスの指定事業所番号です。
- ③ 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護医療院については、別添「報告時に入力が必要となる「施設番号」について」を確認してください。

4 対象者

- ① 2に掲げる施設に入居・入所している高齢者、障害児、障害者
- ② 2に掲げる施設に勤務している職員
※複数の施設を兼務する職員は、それぞれの施設でカウント（重複）して報告。

5 内容

2の施設ごとに、3の対象者別の

- ① 現在の入居者数
- ② ①（現在の入居者数）のうち、発熱・呼吸器症状のある入居者数
- ③ 現在の職員数
- ④ ③（現在の職員数）のうち、発熱・呼吸器症状のある職員数

6 頻度等

頻度：毎日（土日、祝祭日含む。）
期限：正午（12時）まで
基準：報告時に把握している状況

7 始期及び終期

令和2年4月22日（水）から当分の間

8 あらかじめ了解願いたいこと

報告内容により、各施設への連絡や所管の保健福祉事務所と情報共有します。

9 その他

中核市に所在する施設については、別途、検討中です。